

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	群馬県では、身体に障害のある者に対し、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付等を行っている。
③システムの名称	身体障害者手帳・療育手帳交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 20の項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条 身体障害者福祉法第15条第1項、第4項、第5項及び第16条第1項、第2項 身体障害者福祉法施行令第4条、第8条第1項、第9条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10条第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉局障害政策課、心身障害者福祉センター
②所属長の役職名	課長、所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉局障害政策課 TEL 027-226-2634、心身障害者福祉センター TEL 027-254-1010
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	手帳台帳システムへの登録事務に手作業が介在するが、登録時の複数人チェックのほか、登録したマイナンバー及び3情報(氏名、住所、生年月日)と住基の該当者データを照合し、一致していることを確認してから情報連携を行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

1

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠	過去の紐付け誤り事案を踏まえた再発防止策を実施している。
-------	------------------------------

過去の紐付け誤り事案を踏まえた再発防止策を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報＞3. 個人番号の利用＞法令上の根拠	主務省令	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報＞4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠	主務省令	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報＞5. 評価実施期間における担当部署＞②所属長の役職名	障害政策課長 岡部 清 / 心身障害者福祉センター所長 戸塚 一郎	課長、所長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目＞1. 対象人数＞いつ時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目＞2. 取扱者数＞いつ時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IV'リスク対策	－	IV リスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 ー 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ー 請求先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 11の項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条 身体障害者福祉法第15条第1項、第4項、第5項及び第16条第1項、第2項 身体障害者福祉法施行令第4条、第8条第1項、第9条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10条第1項、第3項及び第12条第1項	番号法別表 20の項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条 身体障害者福祉法第15条第1項、第4項、第5項及び第16条第1項、第2項 身体障害者福祉法施行令第4条、第8条第1項、第9条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10条第1項、第3項及び第12条第1項	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障害政策課	健康福祉部福祉局障害政策課	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部障害政策課	健康福祉部福祉局障害政策課	事後	
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	